

御 説 明 資 料

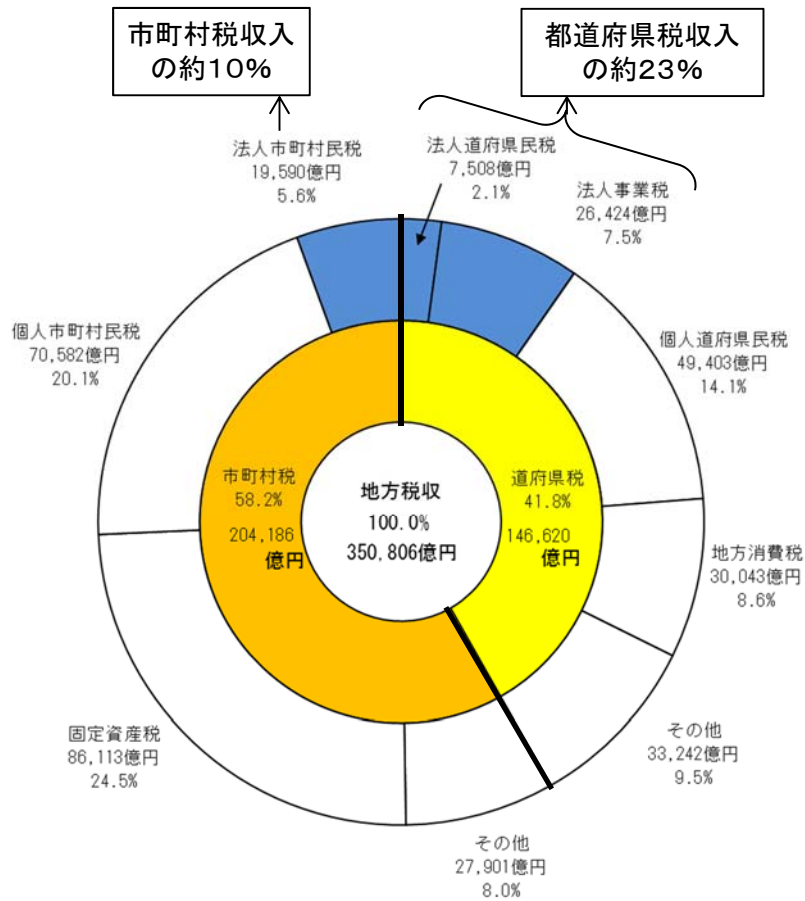
(地方法人課税の議論の状況について)

平成26年7月18日

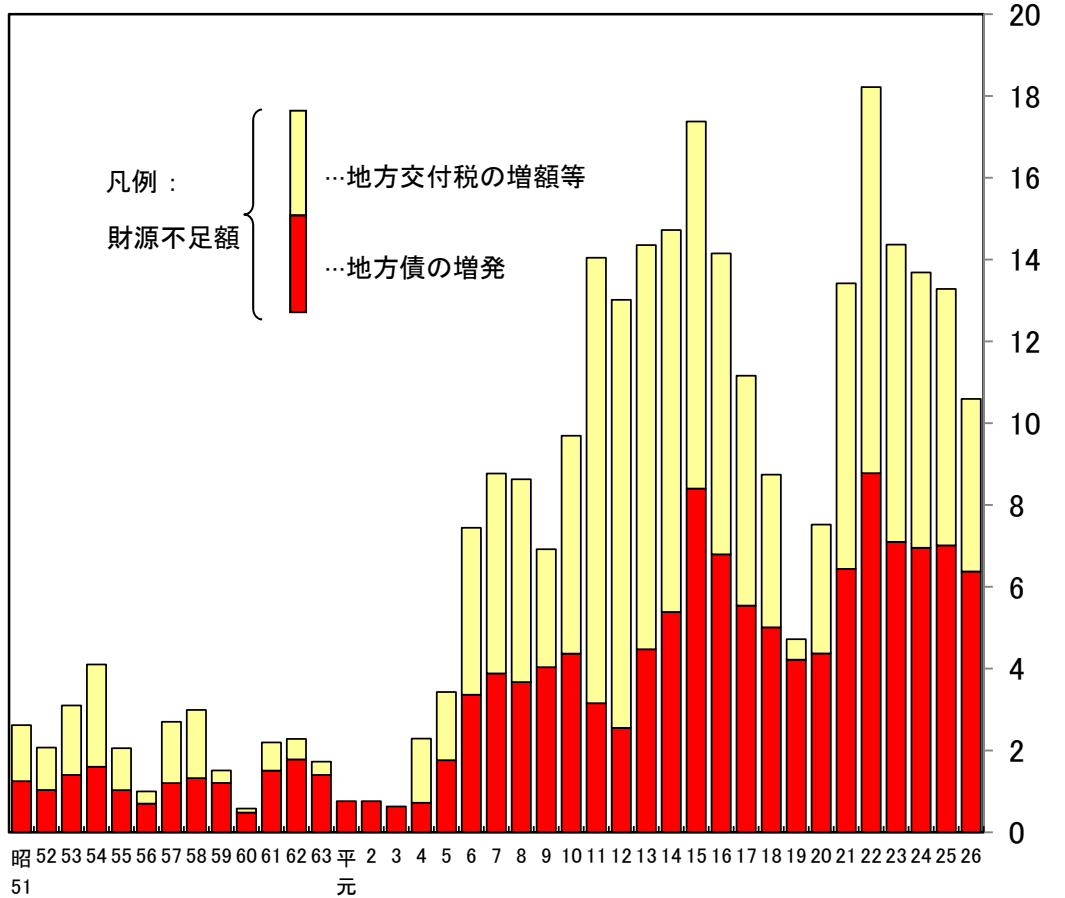
地方税収と地方財政の財源不足の状況

- 地方財政は、地方税収(35.1兆円)の約3割に相当する巨額の財源不足(10.6兆円)が生じており、極めて厳しい状況にある。
- 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成(平成26年度地方財政計画額)



地方財政の財源不足の推移 (兆円)



(注) 財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

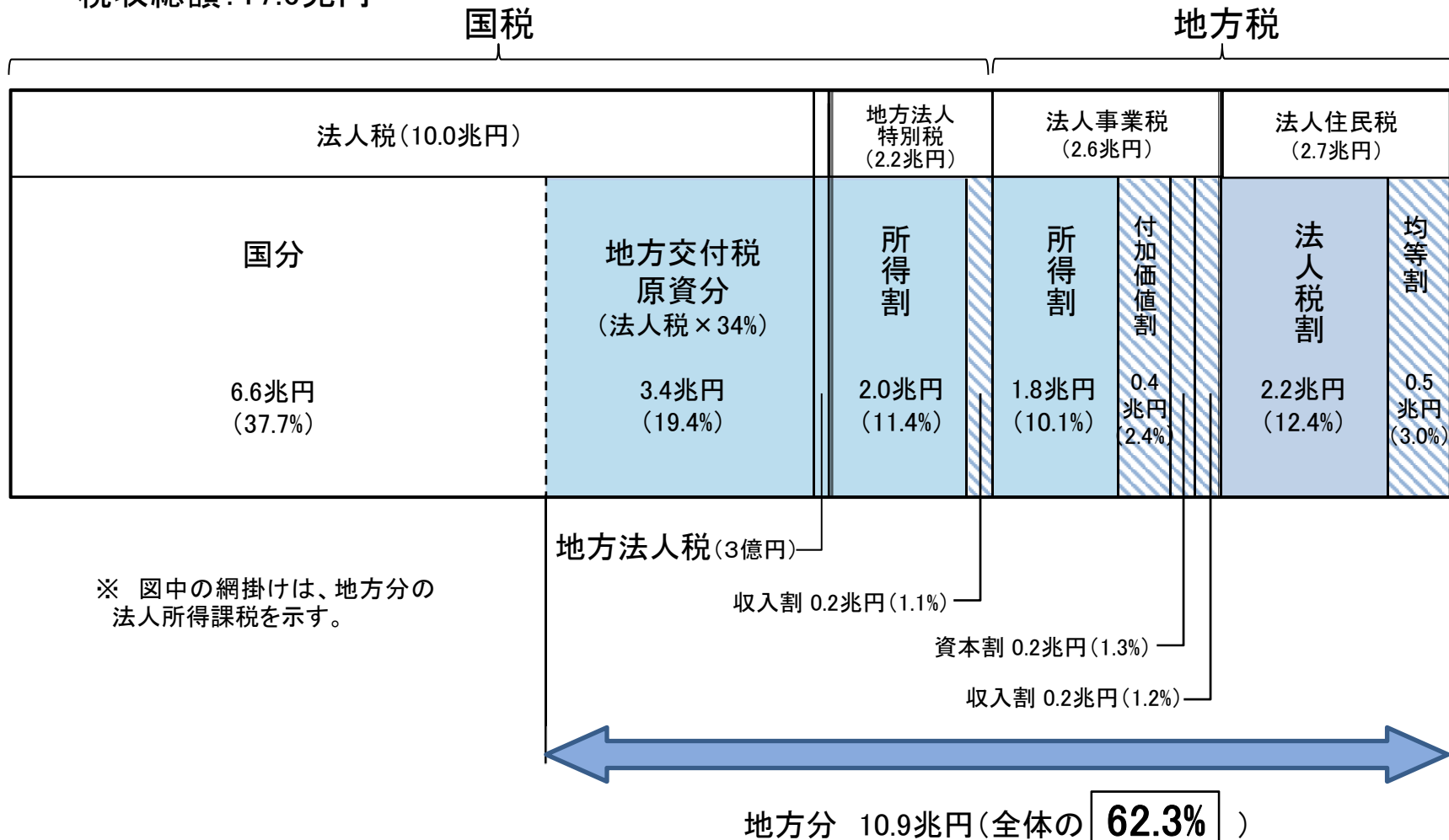
法人関係税の国・地方の配分

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

< 税収 >

国・地方を通じた法人関係税収の6割強は地方財源である。

税収総額: 17.6兆円



法人課税の概要(平成26年度改正ベース)

※ 税収はH26収入見込額

<p>法人税 (国)</p>	<p>※ 税収の34%は地方交付税の原資</p>	<p>所得</p>	<p>× 税率 25.5% =</p>	<p>法人税額</p>
<p>10.0兆円</p>				
<p>地方法人税 (国) ※新設</p>	<p>※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部(約0.6兆円) を国税化したもの</p>	<p>法人税額</p>	<p>× 4.4% ※ H26.10.1以後適用税率</p>	

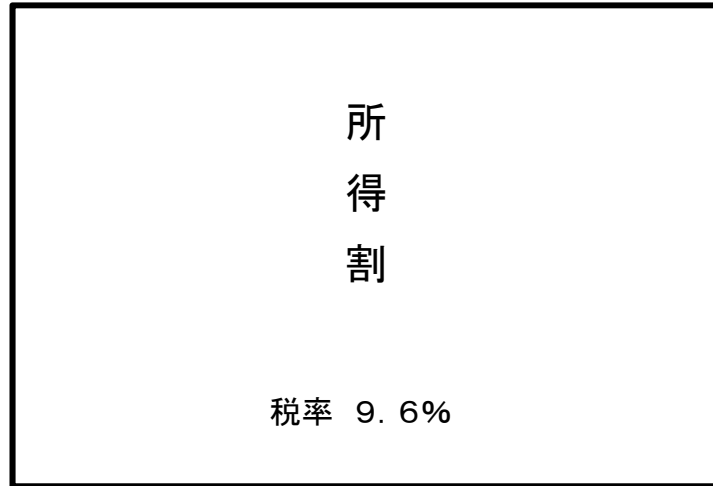
<p>法人住民税 (県・市)</p>	<p>法人税割</p>	<p>市 県</p>	<p>法人税額</p>	<p>× 12.3% (9.7%)</p>	<p>1.6兆円</p>
			<p>法人税額</p>	<p>× 5% (3.2%)</p>	<p>0.6兆円</p>
<p>2.7兆円</p>	<p>均等割</p>			<p>※ ()内はH26.10.1以後適用税率 0.5兆円</p>	

<p>法人事業税 (県)</p>	<p>【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円</p>	<p>所得割</p>	<p>所得</p>	<p>× 7.2%</p>	<p>2.2兆円</p>	
		<p>外形標準課税</p>	<p>付加価値割</p>	<p>付加価値額 (収益配分額+単年度損益)</p>	<p>× 0.48%</p>	<p>0.4兆円</p>
			<p>資本割</p>	<p>資本金等の額</p>	<p>× 0.2%</p>	<p>0.2兆円</p>
<p>4.8兆円 (2.2兆円)</p>	<p>【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円</p>	<p>所得割</p>	<p>所得</p>	<p>× 9.6%</p>	<p>1.6兆円</p>	
<p>※ ()内は地方法人特別税 (内数)</p>	<p>【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円</p>	<p>収入割</p>	<p>収入金額</p>	<p>× 1.3%</p>	<p>0.4兆円</p>	

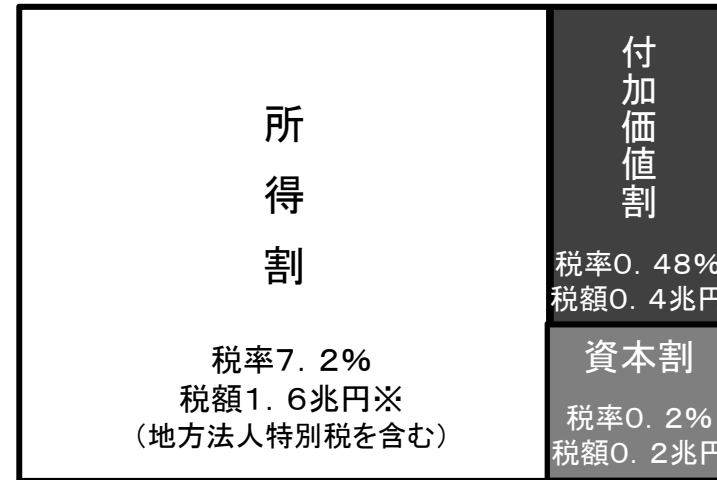
外形標準課税制度の概要

資本金1億円を超える法人が対象(平成24年度では全法人中1.0%(約2.4万社/245万社))

導入前



導入後 (税額は平成24年度分)



〔制度創設時の設計〕
2
…
1

〔制度創設時の設計 3 : 1〕

※ 税額は、超過課税分を含まない。

所得割

法人の所得によって課税

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{(報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{単年度損益} \end{array} \right] \times 0.48\%$$

※雇用安定控除(収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除)有り

資本割

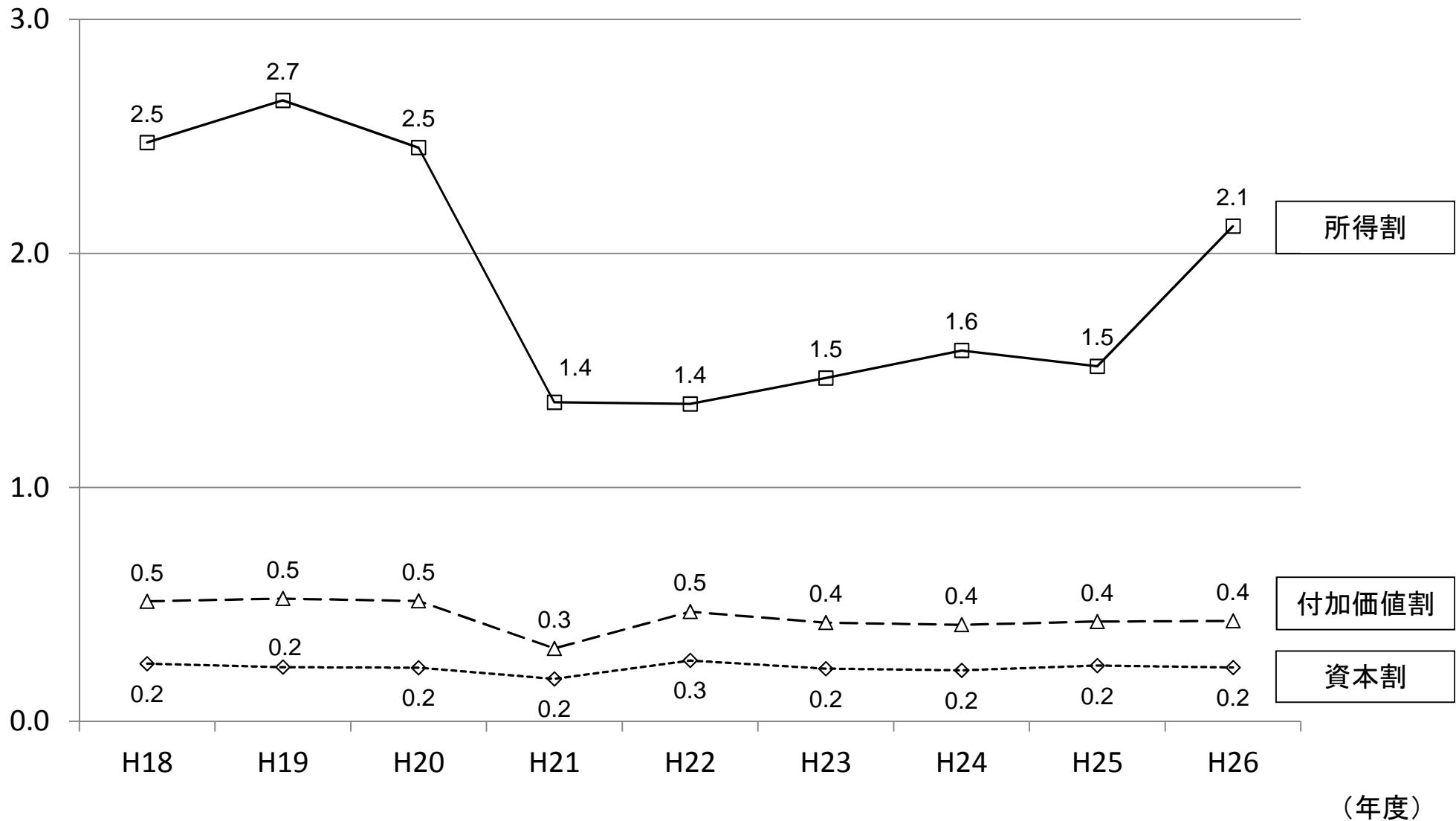
法人の資本金等の額によって課税(1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り)

資本金等の額

$$= \left[\begin{array}{c} \text{資本金又は出資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.2\%$$

外形標準課税対象法人における所得割・付加価値割・資本割の税収推移

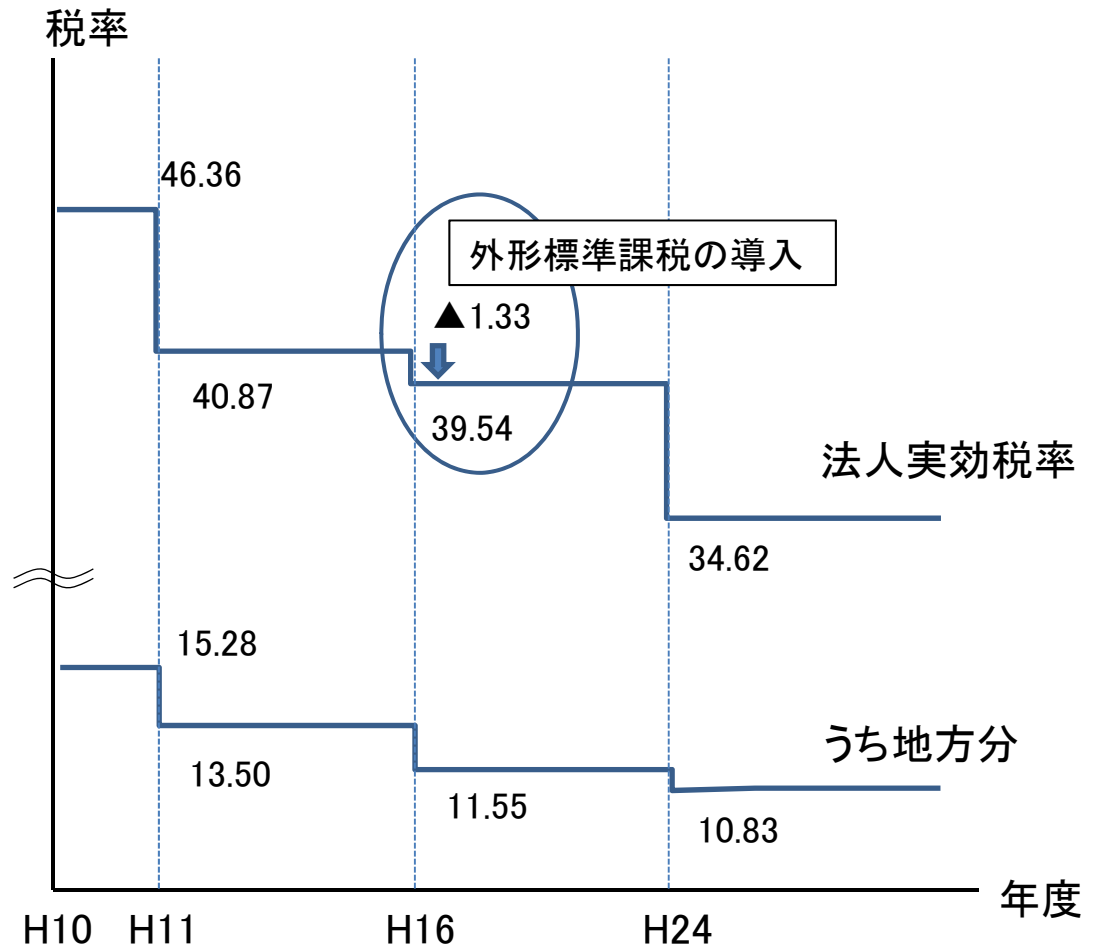
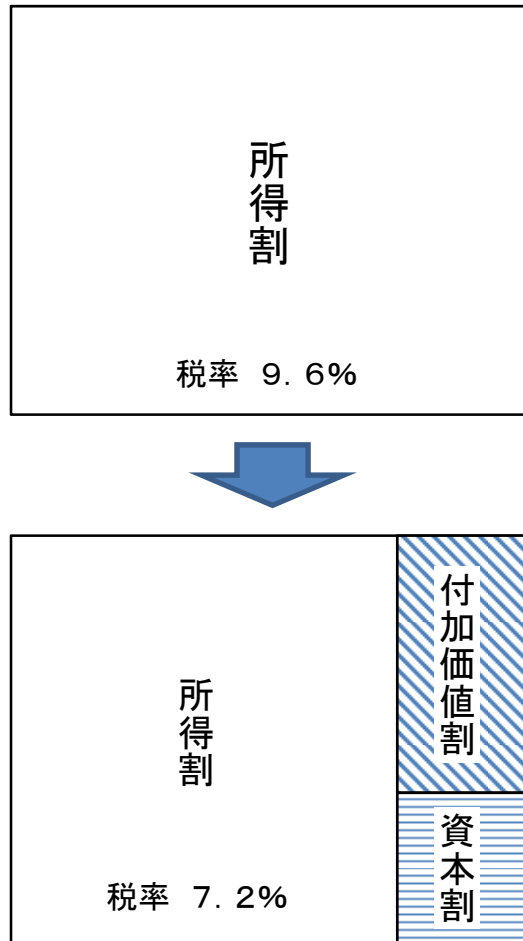
(兆円)



(注) 各割ごとの税収は、決算値であり、超過課税分を含まない。また、平成25、26年度は地方財政計画ベースの数値。

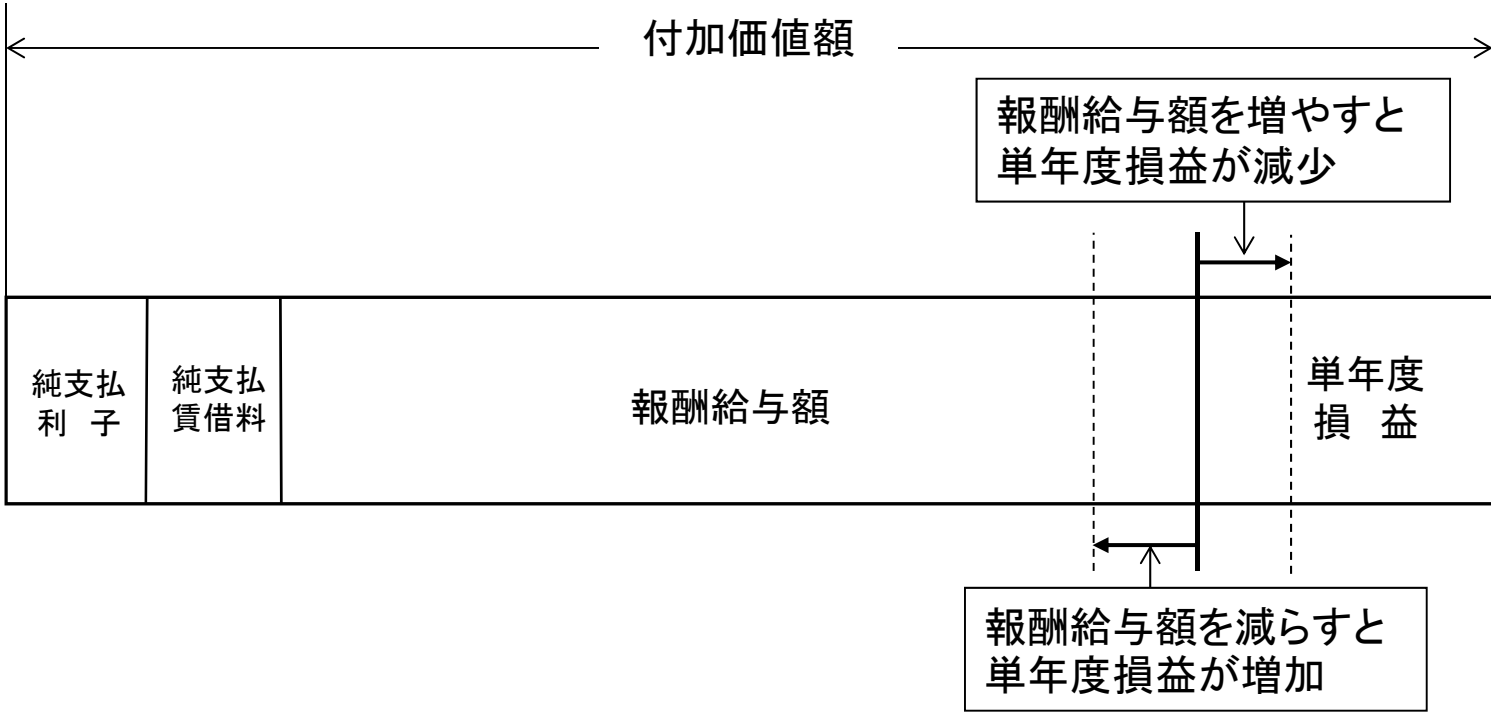
外形標準課税導入と法人実効税率

平成16年4月から資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税所得割の1/4に外形標準課税を導入したことにより、国・地方を通じた法人実効税率は1.33%低下 ※標準税率ベース



東京都ベースでは、外形標準課税の導入により1.36%低下した。

付加価値額の各生産要素に対する中立性



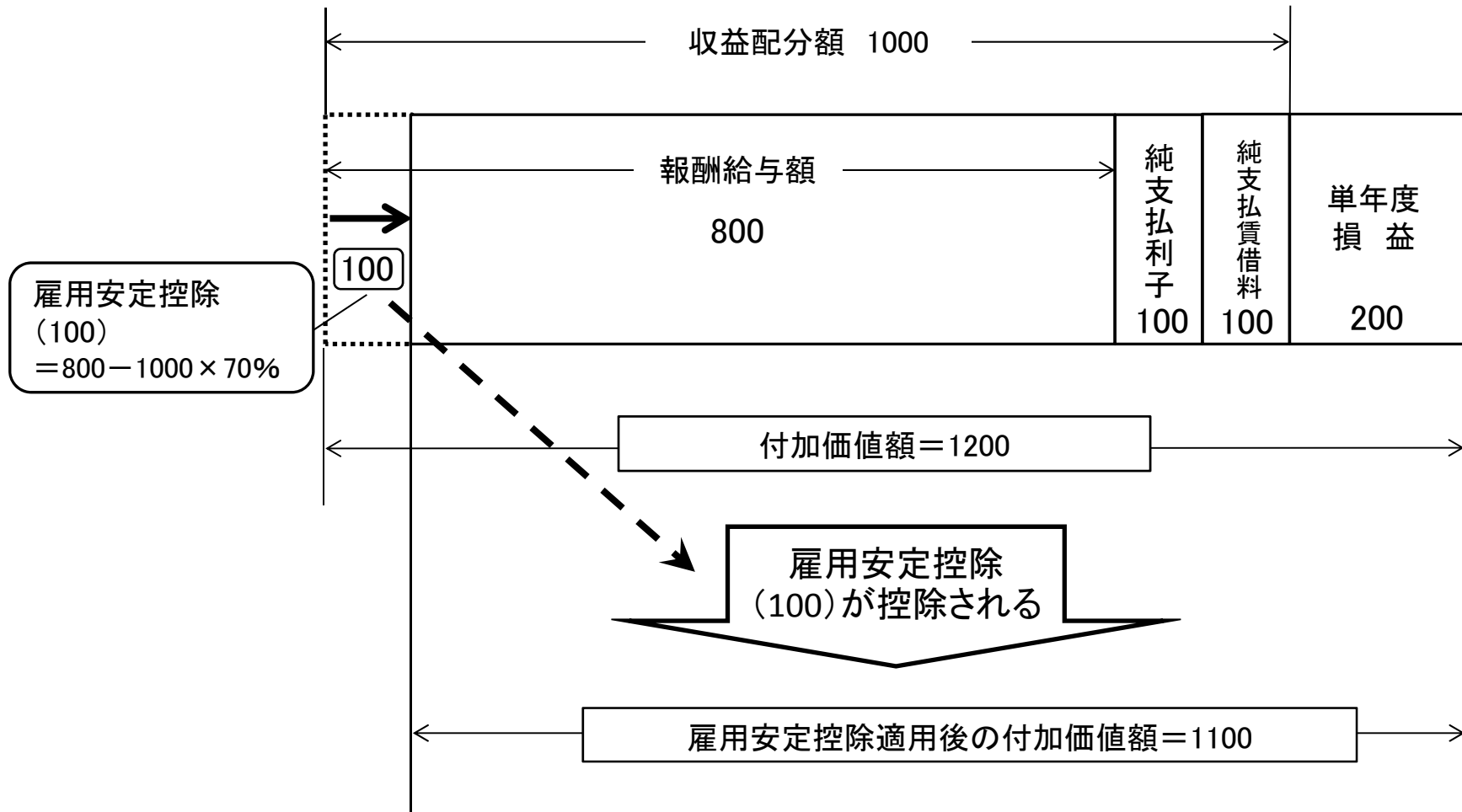
付加価値額は、各生産要素の選択に関して中立的
報酬給与額を増減しても、税額は一定

雇用安定控除について

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

$$\text{雇用安定控除額} = \text{「報酬給与額」} - \text{「収益配分額」} \times 70\%$$

【具体例】



外形標準課税に関する政府税制調査会答申

「平成15年度における税制改革についての答申 ―あるべき税制の構築に向けて― (抄)」
(平成14年11月 政府税制調査会答申)

第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

二 法人課税

2. 法人事業税(外形標準課税の導入)

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。

外形標準課税については、厳しい景気の状態を踏まえ慎重に対処すべきとの意見もあったが、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(抄)
(平成19年11月 政府税制調査会答申)

第2 各論

2. 法人課税

(4) 地方法人課税

法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、平成15年度税制改正において導入されたところである。

外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである。

地方法人課税の見直しに関する地方団体からの意見

○ 全国知事会「法人実効税率の見直しに関する提案」（平成26年5月）

国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係税に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えないようにすべきである。

代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での収支中立」を優先すべきである。

法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、収税を安定化させる機能を持つものである。

また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。

○ 全国市長会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方の検討が行われているところであるが、国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支えるうえで貴重な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げる場合は、必ず代替財源を確保すること。

○ 全国町村会「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」（平成26年5月）

法人実効税率のあり方の検討に当たっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大など、あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

「法人税の改革について」(抜粋①)

平成26年6月27日
政府税制調査会

1. 法人税改革の趣旨

国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。

地方法人課税については、応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が資本金1億円超の法人を対象に導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、事業活動規模に対し課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために一段の見直しが求められる。また、国税と同様、企業の選択を歪めないという中立の観点からの見直しも必要である。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

「法人税の改革について」(抜粋②)

平成26年6月27日
政府税制調査会

2. 具体的な改革事項

(8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。